

岡崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 1 日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市条例第63号

岡崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例

岡崎市少年自然の家条例（昭和52年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 （基本使用料表）

区分			金額（円）	
体育館	午前		4, 120	
	午後		4, 120	
	夜間		4, 950	
研修室	午前		1 室	1, 960
	午後		1 室	1, 960
	夜間		1 室	2, 470
創作室	午前		4, 120	
	午後		4, 120	
宿泊室	市外に住所を有する少年の場合		1 人 1 泊	820
	少年以外の者の場合	市内に住所を有するもの	1 人 1 泊	820
		市外のもの	1 人 1 泊	1, 810
キャンプ場	市外に住所を有する少年の場合		1 人 1 回	390
	少年以外の者の場合	市内に住所を有するもの	1 人 1 回	310
		市外のもの	1 人 1 回	720

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（附属設備使用料表）

区分	金額	
キャンプ設備	教育委員会規則で定める単位につき	30円以内で教育委員会規則で定める額

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に少年自然の家の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。